

議案第2号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正することについて

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

市内小・中学校において設置を進めている学校運営協議会の委員を、非常
勤の特別職として位置付け、報酬等を支給できるよう所要の規定を整備する
もの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中学校給食調理場運営委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
-----------	------------	---	---	---	---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行							改正後						
別表(第1条、第2条関係)							別表(第1条、第2条関係)						
報酬	旅費						報酬	旅費					
	鉄道賃及び船 賃	航空賃	車賃	宿泊手 当(1夜 につき)	宿泊料 (1夜に つき)			鉄道賃及び船 賃	航空賃	車賃	宿泊手 当(1夜 につき)	宿泊料 (1夜に つき)	
略							略						
学校給食	日額 6,0 00円	//	//	//	//	//	学校給食	日額 6,0 00円	//	//	//	//	//
調理場運 営委員会 委員							調理場運 営委員会 委員						
教育支援 委員会委 員	日額 6,0 00円	//	//	//	//	//	学校運営 協議会委 員	年額 6,0 00円	//	//	//	//	//
略							教育支援 委員会委 員	日額 6,0 00円	//	//	//	//	//